

平成23年度 事業計画

公益財団法人 佐倉国際交流基金

平成23年度 事業計画

I. 事業方針

1. 公益財団法人としての社会的使命を認識し、地域社会から信頼される事業へ一層の発展を図る。
2. 「安定」と「継続」を重要な課題と位置づけ、中長期的視点から財政調整に努力する。
3. 地域における多文化共生の促進に寄与する事業経営を目指す。

II. 事業計画

1. 国際相互理解推進事業〔公益目的事業 1〕

1) 佐倉市国際文化大学（4月～11月実施予定）

- ・目的 国際理解の促進を図り国際交流活動に積極的に参加行動する人材の育成を目指す。
- ・対象 佐倉市民等
- ・募集 こうほう佐倉、地域新聞、当基金チラシ等による広告
- ・場所 佐倉中央公民館、志津コミュニティセンター等の公共施設（予定）
- ・受講生 定員100名 応募多数の場合は公開抽選会により決定
- ・受講料 年額 20,000円
- ・講義内容 検討中 年22回（内2回、一般公開講座・・・佐倉市へ共催を申請する）

2) 佐倉・国際スピーチコンテスト（9月実施予定）佐倉市へ共催を申請する

- ・目的 少年、少女の英語によるコミュニケーション能力の向上を期し「自分の考えを解りやすく相手に伝える」訓練の場を提供。多文化共生の啓蒙と国際交流への関心を高める。
- ・対象 原則として佐倉市在住・在学の小中学生、市内在住・在勤の外国人
- ・募集 こうほう佐倉、地域新聞、当基金チラシ等による広告
- ・場所 ミレニアムセンター佐倉（予定）
- ・参加者 応募先着順 小学生レクチャー・スピーチ40名・中学生レクチャー30名
中学生スピーチ20名・外国人日本語スピーチ5名
- ・参加費用 無料
- ・表彰 審査委員（ネイティブの大学英語教師、中学・高校の英語講師等により編成）により入賞者を判定し、結果を公表する。

3) 佐倉みんなの＜楽しい＞英語（6月実施予定）佐倉市へ共催を申請する

- ・目的 4歳児から大人まで「ファミリーで英語を話そう」をテーマに、遊び・ゲーム・日本の文化発信、外国人と話すなど体験活動を通じて、多文化共生と国際交流感覚を醸成する。
- ・対象 原則として佐倉市民（子ども4歳以上、大人まで）
- ・募集 こうほう佐倉、地域新聞、当基金ポスター・チラシ等による広告
- ・場所 ミレニアムセンター佐倉（予定）

- ・参加者 応募先着順 200名程度（レベル別5教室は150名以内）
- ・参加費用 無料
- ・内容 老人クラブの英語劇、幼児の英語劇・ダンス、マスゲーム、英語の歌など。
インストラクター（A.L.T・ユネスコ英会話教室の講師・民間専門領域従事者）による運営を予定

4) 佐倉・異文化交流の集い（10月実施予定）佐倉市へ共催を申請する

- ・目的 日本文化、参加外国人のお国文化の発表や対話を通じて地域における国際親善のひろがりを促進する。
- ・対象 佐倉市民や外国人住民
- ・募集 こうほう佐倉、地域新聞、当基金ポスター・チラシ等による広告
- ・場所 志津コミュニティセンター（予定）
- ・参加者 子どもから大人まで 人数制限はない
- ・参加費用 無料
- ・内容 お国自慢ファッションショー、ハロウィンパレード、民族舞踊、日舞等。
出店ブースはボランティアによる茶道、趣味の作品等
（商業店は入れない）

2. 国際交流活動支援事業〔応募申請型〕〔公益目的事業 2〕

- 1) 佐倉日蘭協会が実施する日蘭児童交流事業に対する助成申請があれば、これを検討する。
- 2) 国際交流親善・多文化共生の啓蒙に裨益すると判断される団体・グループ等の活動を支援するため、当基金の助成金制度〔助成金交付に関する要綱〕にもとづく助成を行う。
 - ・募集 こうほう佐倉（3月1日発行）・基金レターズ・ホームページ（一般公開）等を通じて広報する。
 - ・助成の対象事業期間
平成23年度（平成23年4月～平成24年3月）中に着手・実施される事業

3. 外国人支援事業〔佐倉市国際化推進事業受託〕〔公益目的事業 3〕

- 1) 外国人のための日本語講座
 - ・目的 外国人に対する日本語の日常会話力（入門・初級・中級）の教育
 - ・対象 原則として外国人登録者
 - ・募集 佐倉市役所外国人登録手続きコーナーに広告チラシ設置〈英・中・西の3ヶ国語〉のほか、佐倉市の発行する HELLO SAKURA・HOLA SAKURA・佐倉などの外国人宛てダイレクトメール・当基金チラシにて広報

- ・場所 志津コミュニティセンター〔3教室〕 ミレアムセンター佐倉〔1教室〕
- ・参加費用 受講料・・・無料 教材費・・・1,000円/学期
- ・内容 教員経験者・日本語講師有資格者・市民ボランティアによる取り組みで
木曜日〔3教室〕、金曜日〔1教室〕の運営
第1学期〔4～7月〕 第2学期〔9～12月〕 第3学期〔1～3月〕

2) 外国人のための生活相談

- ・目的 外国人の日常生活・医療・保険・日本語の勉強・住居・子ども・法律・
その他について個別相談を受ける。
- ・受付対応日 毎火曜日 スペイン語対応
毎木曜日 英語対応
毎金曜日 中国語対応
- ・時間 午前10時～正午、午後1時～4時
- ・相談場所 電話、当基金事務局
- ・相談料 無料

4. その他 附帯事業

1) 情報提供の適正化を図る。

- ・年2回「基金レターズ」を発行し、賛助会員ほか広く市民に事業活動の実施状況をお知らせする。
- ・法令に定められた事項の情報公開を当基金ホームページで実施する。
- ・公益法人として必要な情報（公告）の事務局備置を実施する。

2) ボランティア募集の推進と活動の活性化に努力する。

- ・国際交流ボランティア制度のご案内作成・配布による登録の促進
- ・佐倉市教育委員会、市内小学校等からの外国人児童への日本語指導と授業援助活動に積極的にボランティアを派遣する。
- ・市民カレッジ〔中央公民館の事業〕へ必要に応じ外国人ボランティアを派遣する。

3) 後援事業に積極的に対処する。

- ・房総日本語ボランティアネットワークの「日本語を母語としない親と子どもの進路ガイダンス」事業等のほか外国人の生活を支援する事業の後援要請には前向きに対処する。

4) 公益財団法人の認定を受けたことについてキャンペーンを行い賛助会員の募集に努力する。

- ・個人会員のほか、特に団体・企業への働きかけを行う。

以 上